

審査庁 文部科学大臣

諮問番号 平成28年度諮問第2号（平成28年12月20日諮問）

答申番号 平成28年度答申第1号（平成29年2月24日答申）

事件名 高等学校等就学支援金受給資格認定申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、審査庁の本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年4月6日付けで、在学するA高等学校（以下「本件学校」という。）を通じ、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）4条の規定に基づき、4月から6月までの間の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格の認定を申請（以下「本件申請」という。）した。
- (2) B知事（以下「処分庁」という。）は、平成28年6月1日付けで、本件申請を却下する旨の処分（以下「本件処分」という。）の決定をし、本件学校に対し、その旨を通知した。
- (3) 本件学校は、平成28年6月20日付けで、審査請求人に対し、本件処分を通知した。
- (4) 審査請求人は、平成28年7月27日、審査庁に対し、本件処分を不服として、審査請求をした。
- (5) 審査庁は、平成28年12月20日、「本件審査請求は棄却すべきであ

る」として、当審査会に対し諮問をした。

2 関係する法令等の定め

(1) 法の目的

法1条は、「この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。」と規定する。

(2) 就学支援金の受給資格

ア 法3条1項は、「高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。」と規定する。

イ 一方、同条2項は、「就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。」と規定し、同項3号において、保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者を掲げている。そして、同号を受けた高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）1条2項は、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等の市町村民税所得割（就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）分の市町村民税の所得割）の額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額。）が304,200円以上である者とする旨規定する。

ウ なお、法3条2項3号は、「保護者」の定義につき、学校教育法（昭和22年法律第26号）16条に規定する保護者をいう旨規定するところ、同条は、保護者とは、子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう旨規定する。

(3) 就学支援金の支給手続

ア 法4条は、法3条1項に規定する者（同条2項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等の設置者を通

じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについて認定を申請し、その認定を受けなければならない旨規定する。

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「施行規則」という。）3条1項は、法4条に規定する認定の申請は、同条に規定する者（以下この項において「受給資格者」という。）が、様式第1号による申請書に、保護者等の課税証明書等を添付して、当該受給資格者が在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事に提出することによって行わなければならない旨規定している。

なお、法、施行令及び施行規則は、申請期限及び申請内容の補正手続等については特段の規定をしていない。

3 前提となる事実等

以下の事実等は、審査関係人間で争いがなく、かつ審査庁から送付された本件の以下の事件記録中の各書面によっても明らかに認められる。

- (1) 戸籍全部事項証明書によれば、Pは、Qと婚姻したが、その後、Qは、Pと前夫の子である審査請求人とは養子縁組をしていない。このため、本件処分当時、審査請求人の親権者はPのみであった。
- (2) 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書には、「この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。」の欄及び「『親権者（両親）2名分』両親の課税証明書等を添付する場合」の欄にそれぞれレ印が付され、「課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄」の箇所に続柄「父」としてQの氏名、続柄「母」としてPの氏名がそれぞれ記載されている。この申請書には、Q及びPに係る市民税・県民税課税所得証明書がそれぞれ添付されている。
- (3) 上記各課税所得証明書によれば、Qに対する平成27年度市民税の所得割の額はa円、Pに対する同年度市民税の所得割の額はb円である。
- (4) 高等学校等就学支援金の受給資格の認定について（依頼）及び受給資格認定申請者一覧によれば、処分庁は、施行令1条2項に規定する所得制限を理由として、受給資格認定の可否を「否」と判断し、本件学校に対して、受給資格に係る審査結果を送付した。
- (5) 処分庁の弁明書（平成28年9月21日付け）によれば、審査請求人の

保護者は、本件処分の通知を受ける前に、本件学校に対して、申請書の内容に誤りがあり、遡り修正できないかとの申出を行い、本件学校は、戸籍謄本で親権者はPのみであることを確認した。

(6) 高等学校等就学支援金の受給資格認定について（平成28年6月20日付け却下通知書）によれば、本件学校は、審査請求人に対し本件処分を通知した。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と同旨であり、審理員意見書の要旨は以下のとおりである。

1 審理手続における審査請求人の主張

審査請求人はQとの間で養子縁組をしていないため、Qは法律上の親権者ではなく、本来であれば唯一の親権者であるPの市町村民税所得割額のみによって受給資格認定における所得制限に該当するか否かを判断すべきであることから、その場合に審査請求人は、就学支援金の所得制限に該当せず、処分庁の却下処分を取り消して遡って受給資格の認定がされるべきである。

2 審理手続における処分庁の主張

就学支援金の受給資格の認定において、保護者等全員の市町村民税所得割額を合算した額が304,200円以上の者は就学支援金の対象とならないことが施行令1条に規定されており、この「保護者等」とは一義的に親権者であることは学校から生徒に配布された就学支援金の手続について記載されている「入学のしおり」でも適切に周知されていた。また、審査請求人が提出した申請書においてもQ及びPの2名が親権者であることが申告されており、本件学校においても親権関係に疑義が生じる事実も把握していなかった。したがって、Qが親権者ではないことにつき処分庁で把握する余地はなく、本件処分は、法令の規定に従い適正になされたものである。

3 審理員の判断

法4条に基づく受給資格の認定の申請があった場合、都道府県知事は申請書類に記載されている事実に基づき受給資格の有無を判断する。本件申請においては、申請書において、「親権者（両親）2名分 両親の課税証明書等を添付する場合」にレ印が付され、また、「この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。」との事項を確認したことを示すレ印が付されていた。加えて、本件学校において、「親権関係に疑義が生じる事実も把握していなかった」とのことであるから、処分庁及び施行規則14条により

処分庁から事務を委託された本件学校の設置者は、Qと審査請求人の間に親権関係がないことを知るすべはない。

したがって、提出された申請書等に基づいて行った本件処分は違法又は不当であるとは認められない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、平成28年12月20日、審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は、平成29年1月12日、同月31日、同年2月14日及び同月22日の計4回の調査審議を行ったほか、審査庁に対し、主張書面又は資料の提出を求め、同年1月24日、審査庁から主張書面及び資料の提出を受けた。

1 審理員の審理手続について

当審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は以下のとおりである。

なお、本件処分の名宛人は審査請求人であるにもかかわらず、審理員意見書及び諮問説明書においては、いずれもPが審査請求人であるかのような記述がされており、一部の審理手続においても、Pが審査請求人であることを前提として取り扱われていたことがうかがわれたため、審査庁に対し、審査請求人の認定に係る考え方等について説明を求めたところ、Pを審査請求人の法定代理人として認定しており、諮問書等における「審査請求人」の表現は、「審査請求人の法定代理人」である旨等をまとめた審査庁主張書面（平成29年1月20日付け）及び資料が提出されたことを踏まえ、当審査会の調査審議に当たっては、Pの行った手続はいずれも親権者法定代理人として行われたものと理解することとした。

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成28年8月29日、本件審査請求を担当する審理員として、初等中等教育局初等中等教育企画課課長補佐（併）大臣官房総務課行政改革推進室のRを指名し、同年9月2日付けで、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成28年9月7日、処分庁に対し、審査請求書の写しを処分庁に送付するとともに、同月21日までに弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成28年9月21日付けで、審理員に対し弁明書及び資

料を提出した。審理員は、同年10月12日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同月27日までに提出するよう求めた。

ウ 審査請求人は、平成28年10月26日付けで、審理員に対し反論書を提出した。

エ 審理員は、平成28年12月5日、審理を終結する旨決定し、同日付で、審理関係人に対し、その旨並びに審理員意見書及び事件記録を同月6日までに審査庁に提出する予定である旨を通知した。

(3) 審理員意見書及び事件記録の送付

審理員は、平成28年12月6日付けで、審査庁に対し審理員意見書及び事件記録を送付した。

以上の審理員の審理手続については、上記で指摘した点を除き、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件処分の適法性について

(1) 問題の所在

審査請求人は、Qとの間で養子縁組をしておらず、Qは法律上「子に対して親権を行う者」（学校教育法16条）に当たらないから、親権者であるPのみによって就学支援金の所得制限を判断すべきであり、本件処分を取り消して遡って受給資格の認定がされるべき旨主張するのに対し、審査庁及び審理員は、法4条に基づく受給資格の認定の申請があった場合、都道府県知事は申請書類に記載されている事実に基づき受給資格の有無を判断するとして、上記の審査請求人の主張を採用せず、本件処分に違法又は不当な点は認められない旨判断している。

(2) 検討

ア そこで検討するに、法1条は、就学支援金の支給により、経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とし、法3条1項は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金を支給する旨規定した上で、同条2項3号において、その例外として就学支援金を支給しない者として、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者を掲げ、さらに施行令1条2項において、上記政令で定める者を保護者等の市町村民税所得割の額が304,200円以上である者とする旨規定する。そして、法3条2項3

号は、保護者とは、学校教育法16条に規定する保護者、すなわち子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう旨規定する。この判断について行政庁の裁量判断の余地は認められない。

イ これを本件についてみると、前記前提となる事実等のとおり、本件処分当時、審査請求人について親権を行う者はPのみであり、Qは審査請求人に対する親権を有していなかったところ、申請書に添付された課税所得証明書によれば、Pの平成27年度市民税の所得割の額はb円であったのであり、審査請求人は、保護者等の市町村民税所得割額が304,200円以上である者に該当せず、法3条2項により就学支援金を支給しない者には当たらない。

そうすると、本件申請を却下した本件処分は、申請を却下するための要件を充足していなかったものである。

ウ これに対し、審理員は、法4条に基づく受給資格の認定の申請があった場合、都道府県知事は申請書類に記載されている事実に基づき受給資格の有無を判断するとした上で、本件申請においては、申請書において「親権者（両親）2名分 両親の課税証明書等を添付する場合」及び「この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。」と記載された部分にレ印が付されていたこと、本件学校においては、審査請求人の親権関係に疑義が生じる事実を確認していなかったことから、処分庁や本件学校の設置者において、審査請求人とQとの間に親権関係がないことを知るすべはなく、本件処分に違法又は不当はない旨主張し、審査庁もこれと同旨の判断をしている。

しかしながら、上記アのとおり、法1条の目的を踏まえ、法3条1項は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金を支給する旨規定し、同条2項は、その例外として、各号に列記した者にはこれを支給しないことを定めているものの、本法令上、申請期限及び申請内容の補正手続等について規定がなく、また、それらの要件を充足するか否かの認定方法は、法律上、専ら申請者の提出した申請書によることとされているものではない。さらに、法3条2項3号に規定する「保護者」の定義並びに施行令1条2項に規定する市町村民税所得割の額及びその算定方法はいずれも明確であり、それらの要件充足性の判断につき行政庁の裁量判断の余地が認められ

ているものとも解されない。そうすると、就学支援金の受給資格の認定を適法に申請してこれを却下された本件においては、申請者が審査請求を提起し、却下要件の不充足が客観的に明らかになった場合には、当該却下処分は違法と評価すべきである。

なお、このことは、申請書の記載内容や、処分当時に処分庁や申請者の在学する高等学校等の設置者が把握していた情報いかんによって左右されるものではない。また、審査庁から送付された本件の事件記録によれば、審査請求人及び処分庁のそれぞれの側において、この判断を覆すような特段の事情も認められない。

エ したがって、上記審理員の判断及びこれと同旨とする審査庁の判断については、妥当とはいえない。

(3) まとめ

以上によれば、審査請求人は、受給資格の認定を受けるべき者に該当することが明らかであるから、本件処分は違法であり、取り消すべきである。

なお、本制度においては、受給資格の認定を受けるべき者であったとしても、却下処分が取り消されない限り、申請者は学校に対する授業料全額の納付という不要な負担を求められることになるため、今後の制度の運用に当たっては、本答申及び本制度の趣旨を踏まえて、認定申請又は審査請求の各手続において、受給資格の認定要件に該当することを把握した場合には、速やかに申請者が救済されるよう対応することが適当と考える。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、審理員の本件審査請求は棄却すべきである旨の判断は妥当でなく、また、そのような審理員の審理結果を前提として本件審査請求を棄却すべきとした諮問に係る判断も妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠
委	員	小	早川	光
委	員	山	田	博